いすみ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月18日

いすみ市長　[illegible]

いすみ市条例第26号

いすみ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

いすみ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和８年いすみ市条例第４号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（児童対象性暴力等の防止） 第14条の２　乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	
（職員） 第23条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（千葉県が法第18条の27第１項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。	（職員） 第23条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。
２・３　（略）	２・３　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条の次に１条を加える改正規定は、令和８年12月25日から施行する。